

令和5年3月13日現在

大槌町【指名停止措置情報】

	業者名	住所	措置理由	措置期間	措置開始日	措置終了日
1	五洋建設（株）	東京都文京区後楽二丁目2番8号	岩手県措置理由に準ずる。 （不正又は不誠実な行為）	3月	令和5年2月2日から	令和5年5月1日まで
2	水道機工株式会社	東京都世田谷区桜丘5-48-16	岩手県措置理由に準ずる。 （建設業法違反行為）	1月	令和5年3月1日から	令和5年4月1日まで
3	株式会社水機テクノス	東京都世田谷区桜丘5-48-16	岩手県措置理由に準ずる。 （建設業法違反行為）	1月	令和5年3月1日から	令和5年4月1日まで